



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社朝日工業社
代表者名 代表取締役社長 高須 康有
(コード番号 1975 東証プライム)
問合せ先 取締役副社長副社長執行役員
総務本部長 亀田 道也
(TEL : 03-6452-8181)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（5月13日）開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第93回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の件（第16条）

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルスの感染症やその他の有事等による今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応ができるものと考えております。従来どおり場所の定めのある株主総会を開催することが、株主様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのないバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第16条を変更するものであります。

(2) 電子提供措置等の件（第18条）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は下表の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 16 条 (招 集 地) 当社の株主総会は、東京都各区内で招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 16 条 (招 集 地) <u>(1) 当社の株主総会は、東京都各区内で招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u> <u>(2) 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第 18 条 (電子提供措置等)</u> <u>(1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>(1) 定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>(2) 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会について</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>は、定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p><u>(3) 本附則の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 29 日 (水曜日)

定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上